

令和 5 年度運営指導における主な指摘事項 (地域密着型サービス事業者)

1 運営指導について

運営指導は、介護保険法第 23 条に基づき、「施設等の適正な運営」、「介護給付等対象サービスの質の確保」、「保険給付の適正化」などを踏まえ、介護サービス事業者等の育成・支援等を目的として実施するものです。

令和 5 年度の運営指導にて指摘の多かった事項や特に注意していただきたい事項をまとめましたので、ご確認のうえ、適切なサービスの実施に努めてください。

2 令和 5 年度の運営指導の概要

年度	サービス種別	運営指導実施件数
令和 5 年度	地域密着型通所介護	10
	認知症対応型通所介護	1
	認知症対応型共同生活介護	1
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1
	居宅介護支援	6
計		19

3 本書の読み方

ア 「サービス種別」の欄について、運営指導において実際に指摘したサービスのみ掲載しています。

イ サービス種別の略称は、以下のとおりです。

定期巡回 : 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

夜間対応型 : 夜間対応型訪問介護

地域通所 : 地域密着型通所介護

認知通所 : 認知症対応型通所介護

小多機 : 小規模多機能型居宅介護

看多機 : 看護小規模多機能型居宅介護

G H : 認知症対応型共同生活介護

地域老福 : 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

ウ <減算対象>は、抵触した場合に報酬減算の対象となる項目に表記しています。

<ここで使用する根拠法令の正式名称（地域密着型サービス）>

「法」：介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）

「施行規則」：介護保険法施行規則（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 36 号）

「市条例」：立川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
（平成 24 年 12 月 25 日条例第 38 号）

「基準について」：指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発 0331004 号・老振発 0331004 号・老老発 0331017 号）

「留意事項」：指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
（平成 18 年 3 月 31 日老計発 0331005 号・老振発 0331005 号・老老発 0331018 号）

「報酬告示」：指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
（平成 18 年 3 月 14 日厚生省告示第 126 号）

1 人員に関する基準

項 目	No.	指 摘 事 項	指 導 内 容 【根拠法令】	サービス 種別
従業者の 員数	1	生活相談員が、事業所のサービス提供時間の中で、配置されていない日がありました。	生活相談員は、事業所のサービス提供日ごとに、サービス提供時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数を、サービス提供時間帯の時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数を配置してください。 【市条例第59条の3第1項第1号、基準について第3の二の二1(1)①】	地域 通所
	2	介護職員が事業所のサービス提供時間帯において、常時 1 人以上従事させていないサービス提供時間帯が認められました。	介護職員は、地域密着型通所介護の単位ごとに、当該サービスを提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計数を当該サービスの提供時間数で除して得た数が、利用者の数が 15 人までの場合にあっては 1 以上、15 人を超える場合にあっては 15 人を超える部分の数を 5 で除して得た数に 1 を加えた数以上確保されるために必要と認められる数を配置してください。 なお、介護職員については、指定地域密着型通所介護の単位ごとに常時 1 人以上確保しなければなりません。 ＜減算対象＞ 【市条例第59条の3第1項第3号、基準について第3の二の二1(1)⑤】	地域 通所

2 設備に関する基準

項 目	No.	指 摘 事 項	指 導 内 容 【根拠法令】	サービス 種別
設備及び 備品等	3	相談室について、遮へい物の設置等がなく相談内容の漏えいの配慮に欠ける事例が認められました。	相談室は、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮される必要があります。 【市条例第59条の5第2項第2号】	地域 通所

3 運営に関する基準

項 目	No.	指 摘 事 項	指 導 内 容	サービス 種別
内容及び 手続の説明及び同意	4	重要事項説明書に「サービス提供時間」、「通常の事業の実施地域」、「緊急時等における対応方法」、「非常災害対策」、「事故発生時の対応」、「提供するサービスの2割、3割の利用者負担額」、「苦情処理の体制及び手順等」の項目が記載されていませんでした。	重要事項説明書に必要な項目は、運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等があります。勤務体制を記載する際の従業員の員数については、人員基準を満たす範囲で〇人以上と表記することも可能です。 また、「営業日、営業時間」「利用料その他の費用の額」のなど項目について、重要事項説明書と運営規程の内容が一致していない事例が見受けられますので、齟齬がないようにしてください。 【市条例第59条の20（第9条第1項準用）、基準について第三の一の4(2)①】	地域 通所、 認知 通所、 GH、 地域 老福
	5	重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況」の項目が記載されていませんでした。	重要事項説明書に、「提供するサービスの第三者評価の実施状況」の記載がない事業所が見受けられます。「実施の有無」、「実施した直近の年月日」、「実施した評価機関の名称」及び「評価結果の開示状況」の4項目を記載してください。 なお、実施しない場合でもその旨を記載してください。 【市条例第59条の20（第9条第1項準用）、基準について第三の一の4(2)①】	地域 通所、 認知 通所、 GH、 地域 老福
受給資格 等の確認	6	介護支援専門員からの被保険者証のコピーにより受給資格等の確認を行っていた事例がありました。	利用の申込みがあった場合は、その者の被保険者証（介護保険）によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認してください。 【市条例第59条の20（第12条第1項準用）、基準について第三の一の4(5)①】	地域 通所

サービスの提供の記録	7	サービス提供記録簿について、サービス提供開始時間と終了時間の記載がない事例がありました。	サービスの提供内容や当日の職員配置を記録してください。 (記録で確認ができない場合、介護報酬の返還や減算となる場合があります) ＜勤務体制について＞ ・ 提供日ごと、単位ごとにどの職種にどの職員が勤務したのかがわかるようにしてください。 (看護職員、介護職員、機能訓練指導員、生活相談員、その他加算の算定基準に配置が定められた職員等) ＜利用者に対するサービス内容について＞ ・ サービスの提供開始時刻、終了時刻(日誌等にあらかじめ印字しておかないこと) ・ 提供した具体的なサービス内容 ・ 利用者の心身の状況 ・ 送迎(片道か往復か)の有無、入浴の有無等に関係する記録 【市条例第 59 条の 20 (第 20 条第 2 項準用)、基準について第 3 の一の 4(12)②】	地域通所
	8	サービス提供記録に利用者の心身の状況についての記録がありませんでした。		地域通所
個別サービス計画の作成	9	利用者の心身の状況等を踏まえずに(アセスメントを実施せず)、地域密着型通所介護計画を作成していました。	個別サービス計画は、居宅サービスの内容に沿って、個別サービス事業者として利用者の状況を把握・分析(アセスメント)を実施した上で作成してください。 また、アセスメントについては、その内容を記録するなど、実施したことが明確に確認できるようにしてください。	地域通所
	10	利用者の心身の状況の把握・分析が不十分のまま、認知症対応型共同生活介護計画を作成していました。	なお、情報収集は初回のみだけでなく、計画の更新、変更時にも行い、情報収集した際は、記録に残してください。	GH
	11	アセスメントと地域密着型通所介護計画との整合性がない事例がありました。	【市条例第 59 条の 10 第 1 項、基準について第 3 の二の二 3(3)】	地域通所
	12	居宅サービス計画に位置付けられているサービスが、地域密着型通所介護計画に位置付けられていない事例がありました。	利用者に提供するサービスは、居宅サービス計画に位置付けられている必要があります。提供するサービスが居宅サービスに位置付けられているか確認の上、その内容に沿って、個別サービス計画を作成してください。居宅サービス計画に位置付けがないサービスが必要となった場合には、介護支援専門員と連携し、居宅サービス計画の見直しなど、必要な手続きをとるようにしてください。	地域通所
	13	居宅サービス計画に位置付けがないサービスが、地域密着型通所介護計画に位置付けられた事例がありました。		地域通所
	14	居宅サービス計画と地域密着型通所介護計画のサービス	【市条例第 59 条の 10 第 2 項、基準について第 3 の二の二 3(3)】	地域通所

		提供頻度に相違がある事例がありました。		
	15	地域密着型通所介護計画を利用者に交付していませんでした。	個別サービス計画については、サービス提供前に作成し、利用者又はその家族に対して説明を行い、利用者の同意を得てください。 また、利用者に同意を得て交付した日付についても明確に確認できるようにしてください。 【市条例第 59 条の 10 第 3 項、基準について第 3 の二の二 3(3)④】	地域通所
	16	地域密着型通所介護計画の目標の達成状況の記録を行っていませんでした。	個別サービス計画を更新する際は、サービスの実施状況や目標に対する評価を実施し記録するとともに、利用者又は家族に説明を行ってください。 【市条例第 59 条の 10 第 5 項、基準について第 3 の二の二 3(3)⑤】	地域通所
	17	地域密着型通所介護計画の実施状況や評価について、利用者又は家族に説明をしていませんでした。		地域通所
勤務体制の確保等	18	従業員の研修が行われていませんでした。	計画的に研修を受けさせるためには必ず研修計画を立て、研修を受講した際には、内容のまとめや資料を保管する等、適正に記録を残し、研修を受講していない従業員に周知し、資質の向上に努めてください。 【市条例第 59 条の 13 第 3 項、基準について第 3 の二の二 3(6)3】	地域通所
非常災害対策	19	定期的に避難、救出その他必要な訓練が行われていませんでした。	非常災害に関する具体的計画（消防計画及び風水害・地震等の災害に対処するための計画）を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行ってください。 防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定地域密着型サービス事業所においても、防火管理の責任者を定め、また、定期的に、年に 1 回以上は消火・避難訓練を実施してください。 （防火管理・実践ガイド（東京消防庁）により①消防計画の作成・届出、②消火、通報及び避難の訓練を実施してください。） 【市条例第 59 条の 15 第 1 項、基準について第 3 の二の二 3(8)①】	地域通所, GH
秘密保持等	20	個人情報の利用に当たり、利用者の家族の個人情報を用いているが、家族から同意を得て	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族	地域通所

		いませんでした。	の同意を、あらかじめ文書により得てください。 【市条例第 59 条の 20（第 35 条第 3 項準用）、 基準について第 3 の一の 4(26)③】	
地域との 連携等	21	運営推進会議が、おおむね 6 月に 1 回以上開催されていま せんでした。	運営推進会議において、活動状況を報告し評価 を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機 会を設け、それらをまとめた会議録を、利用者及 びその家族等が、自由に見ることができるよう な場所に掲示等により公表してください。開催 すべき頻度は、次のとおりです。 ・ 6 月に 1 回以上：地域通所、認知通所、定期巡 回 ・ 2 月に 1 回以上：小多機、GH、看多機、 地域老福 【市条例第 59 条の 17 第 1 項、基準について第 3 の二の二の 3(10)①】	地域 通所
事故発生 時の対応	22	市へ報告すべき事故が発生 していましたが、市へ報告をし ていませんでした。	利用者に対するサービスの提供により事故が 発生した場合は、市、家族、居宅介護支援事業者 等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、市 へ事故報告書を提出してください。 なお、報告対象の事故の範囲については、立川 市HPに掲載されている「介護サービス等にお ける事故発生時の報告に関する取扱要領（立川 市）」を確認してください。 【市条例第 59 条の 18 第 1 項、基準について第 3 の二の二の 3(11)】	地域 通所
変更の届 出等	23	生活相談員、看護職員及び機 能訓練指導員が変更されてい るが、その変更届が提出されて いませんでした。	事業所の名称、所在地、事業所の建物の構造、 管理者、運営規程、資格が必要な職種の従業者、 法人代表者及びその他厚生労働省令で定める事 項に変更があったときは、10 日以内に、その旨 を市介護保険課へ届け出てください。 【法第 78 条の 5 第 1 項】	地域 通所
	24	相談室の配置が変更されて いるが、その変更届が提出され ていませんでした。		地域 通所

4 介護給付費の算定及び取扱い

項 目	No.	指 摘 事 項	指 導 内 容	サービス 種別
入浴介助 加算	25	入浴介助の記録がないにもか かわらず、入浴介助加算（Ⅰ） を算定していた事例がありま した。	運営指導時に確認された事例について、自己 点検を行い、誤って算定していた利用者につい ては、速やかに過誤調整を行ってください。 また、入浴介助の算定に当たっては、サービス 提供記録に、算定根拠となる利用者に対する入	地域 通所

			浴介助の内容等を記載してください。 【報酬告示別表 2 の 2 注 13、厚告 95 号十四の五】	
	26	入浴介助加算(Ⅱ)について、入浴計画に当該利用者の身体の状態や居宅の浴室環境等の記載がない事例がありました。	入浴介助加算(Ⅱ)は、利用者が居宅において、自身で又は家族等の介助によって入浴できるようになることを目的としており、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等との連携の下で、当該利用者の身体の状態や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成してください。 また、上記の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況（利用者の居宅の浴室の手すりの位置や浴槽の深さ・高さ等）に近い環境で、入浴介助を行ってください。 【報酬告示別表 2 の 2 注 13、留意事項第 2 の 3 の 2(10)、厚告 95 号十四の五】	地域 通所
個別機能 訓練加算	27	個別機能訓練計画の開始までに利用者に計画内容の説明と同意を得ていないにもかかわらず、個別機能訓練加算(Ⅰ)イを算定していました。	個別機能訓練加算の算定にあたっては、サービス提供前に多職種の者が共同して個別機能訓練計画の作成を行い、利用者又はその家族に説明し、同意を得て、交付してから実際にサービスの提供を行う等の要件を満たした場合に算定してください。 【報酬告示別表 2 の 2 注 16】	地域 通所
	28	機能訓練指導員が 1 名しか配置されていないサービス提供時間帯であるにも関わらず、個別機能訓練加算(Ⅰ)ロを算定していました。	個別機能訓練加算(Ⅰ)ロにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を 1 名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を 1 名以上配置することとなっているため、合計で 2 名以上の理学療法士等を配置する必要があります。 運営指導時に確認された事例について、自己点検を行い、誤って算定していた利用者については、速やかに過誤調整を行ってください。 【報酬告示別表 2 の 2 注 16、大臣基準告示 51 の五】	地域 通所
	29	個別機能訓練計画の作成にあたって、機能訓練指導員等の居宅訪問や生活状況を確認した記録が確認できない利用者がいました。	個別機能訓練計画の作成にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認し、その結果を明確に記録してください。	地域 通所
	30	生活状況を確認する居宅訪問チェックシートの ADL 等の課題が全て[無]に○が付されているなど生活状況を確認	また、3 月ごとに 1 回以上、利用者の居宅における生活状況をその都度確認した上で、必要に応じて計画の見直しを行ってください。 居宅訪問をしていない利用者については、加	地域 通所

		した結果を踏まえた目標の設定であるのか確認できない事例がありました。	算を算定できません。 【報酬告示別表 2 の 2 注 16、大臣基準告示 51 の五】	
	31	3 月ごとに 1 回以上、利用者の居宅を訪問していることが確認できない事例が認められました。		地域通所
	32	目標が異なる利用者でも同じ訓練項目を位置付けていた事例が認められた。	個別機能訓練を行うにあたっては、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成してください。 【報酬告示別表 2 の 2 注 16、留意事項第 2 の 3 の 2 (13) ハ】	地域通所
	33	個別機能訓練計画について、目標を達成するために設定した適切な訓練項目であるのか確認できませんでした。		地域通所
	34	個別機能訓練の目標設定が日常生活における生活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標となっていないませんでした。	目標設定にあたっては、単に座る・立つ・歩くといった身体機能の向上を目指すことのみを目標とするのではなく、居宅における生活行為（トイレに行く、自宅の風呂に一人で入る、料理を作る等）や地域における社会的関係の維持に関する行為（商店街に買い物に行く、囲碁教室に行く、孫とメールの交換をする等）等、具体的な生活上の行為の達成を含めた目標としてください。 【報酬告示別表 2 の 2 注 16、留意事項第 2 の 3 の 2 (13) ハ、個別機能訓練の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順（R3. 3. 16）】	地域通所
	35	個別機能訓練が、月 1 ～ 3 回の事例が認められた。	個別機能訓練は、生活機能の維持・向上を図るため、計画的・継続的に実施する必要がある、概ね週 1 回以上実施することを目安としてください。 【報酬告示別表 2 の 2 注 16、留意事項第 2 の 3 の 2 (13) ニ】	地域通所
	36	個別機能訓練の効果について評価をしていませんでした。	個別機能訓練を開始した後は、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果（当該利用者の A D L 及び I A D L の改善状況）等について評価を行ってください。 【報酬告示別表 2 の 2 注 16、留意事項第 2 の 3 の 2 (13) ホ】	地域通所